

青少年自然・文化体験交流事業 in 三宅

夏の三宅島で、青少年自然・文化体験交流事業を小金井市と三宅村の共催で開催します。自然の豊かさ、厳しさを学び、自然とのつながりを肌で感じませんか。友好都市である三宅村の児童等との交流を通じ、友達との輪を広げましょう。

時 8月27日(日)午後7時30分集合～30日(水)午後10時ごろ解散(船中1泊含む3泊4日)

内 火山体験学習、海辺の自然観察、バードウォッチング、シーカヤック体験、三宅島芸能鑑賞・体験ほか※天候等により、内容を変更または中止する場合があります

対 市内在住で団体行動のできる小学校4～6年生※過去に参加した方は応募できませんが、平成28年度参加予定者に限り応募できます

定 30人(多数抽選)

料 21,000円※交通費、宿泊費、食費、保険料、各種体験費等を含みます

他▷当選者の中でキャンセルが発生した場合は、抽選で外れた方の中から再度抽選し、順次電話でご連絡します▷7月29日に事前説明会を

実施します

申 7月4日(必着)までに、往復はがきの往信用裏面に住所・氏名(ふりがな)・学校名・学年・性別・電話番号・児童直筆の参加への意気込みコメント、返信用表面に住所・保護者氏名を明記し、コミュニティ文化課文化推進係「三宅交流係」(〒184-8504住所不要 ☎042-387-9923)へ

※この事業は、多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用して実施します



小金井 宮地楽器ホール 夏休み課外授業 こどもレセプションистトにチャレンジ!

子どものためのバレエ「ねむれる森の美女」で、お客様を案内するレセプションの仕事を体験してみませんか。

時 8月23日(水) 午前11時～午後3時

所 同ホール大ホール

対 小学校4～6年生

定 6人(多数抽選)

申 6月1日～30日(必着)に、往復はがきに参加者氏名(ふりがな)・学校名・学年・保護者氏名・住所・電話番号を明記し、小金井宮地楽器ホール「子どもレセプションистト係」(〒184-0004本町6-14-45 ☎042-380-8099)へ



現在、認定証をお持ちの方は7月31日(月)で有効期間が終了します。対象の方には6月中旬に、更新に必要な書類を郵送しますので、7月7日(金)までに手続きをしてください。

また、認定証をお持ちでない方で施設サービスやショートステイを利用する場合は、認定証の申請手続を行ってください。

なお、住民税非課税世帯であっても、次のいずれかに該当する場合は交付することが

できないので、申請手続きは不要です。

▽世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合

▽預貯金等が一定額(単身1千万円、夫婦2千万円)を超える場合

現在、認定証をお持ちの方は、6月30日(金)で有効期間が終了します。対象の方には、申請書類を郵送しましたので、6月9日(金)までに手続きをしてください。

また、認定証をお持ちでない住民税非課税世帯の方が、介護予防訪問介護、訪問介護、夜間対応型訪問介護または第1号訪問事業を利用する場合は、申請手続を行ってください。

◆共通◆
問 介護福祉課介護保険係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9822)



【介護保険負担限度額認定証】
施設サービス利用時の食費・居住費(滞在費)の軽減措置を受けられる「介護保険負担限度額認定証」を住民税非課税世帯の方を対象に交付しています。負担限度額は下表のとおりです。

利用者負担段階	対象者	負担限度額(日額)	
		居住費(※1)	食費
第1段階	住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	0円	300円
第2段階	住民税非課税世帯で、合計所得金額と年金収入額(※2)の合計額が80万円以下の方	370円	390円
第3段階	住民税非課税世帯で、第2段階に該当しない方	370円	650円

※1 負担限度額の居住費は多床室の場合です
※2 年金収入額には遺族年金、障害年金等の非課税年金も含まれます

【介護保険軽減認定証】
住民税非課税世帯の方を対象に、申請により、軽減措置が受けられる認定証を交付しています。

「訪問介護等利用者負担助成認定証」では、介護予防訪問介護、訪問介護、夜間対応型訪問介護または第1号訪問事業を利用する際に、利用者負担を10%から6%に軽減します。

現在、認定証をお持ちの方は、6月30日(金)で有効期間が終了します。対象の方には、申請書類を郵送しましたので、6月9日(金)までに手続きをしてください。

また、認定証をお持ちでない住民税非課税世帯の方が、介護予防訪問介護、訪問介護、夜間対応型訪問介護または第1号訪問事業を利用する場合は、申請手続を行ってください。

社会福祉協議会では、東日本大震災により市内に居住している15歳未満の児童に対し、見舞金を支給します。

要件等の詳細は、お問い合わせ下さい。

現在、市の住民基本台帳に登録されている方 ■支給額1万円

迅速な救急、救命活動を行うための重要な手助けになるとともに、災害時に適切な支援を得るための情報伝達用具として使うことができます。

東日本大震災被災児に見舞金を支給

原子爆弾被爆者見舞金を支給

申請受付期間 6月22日(木)～30日(金) ■必要書類等申請書、被爆者手帳、印鑑、銀行等口座番号の分かるもの(ゆうちょ銀行は、振込用口座が必要となります) ■他郵送でも受け付けます。記入漏れ、押印漏れのないようお願いします ■問 健康課健康係(〒184-0001 5貫井北町5-18 ☎042-321-1240)

同キットは、緊急時や災害時に備えて、かかりつけ医、持病、服薬状況、緊急連絡先、障がい程度、支援上の留意点などを記入した情報シートや保険証の写しなどを入れて保管しておく容器です。

福祉のひろば

問 自立相談サポートセンター(社会福祉協議会内 ☎042-386-0295)

2千円 ■支給方法 7月末までに、指定口座に振り込みます ■申請受付期間 6月22日(木)～30日(金) ■必要書類等申請書、被爆者手帳、印鑑、銀行等口座番号の分かるもの(ゆうちょ銀行は、振込用口座が必要となります) ■他郵送でも受け付けます。記入漏れ、押印漏れのないようお願いします ■問 健康課健康係(〒184-0001 5貫井北町5-18 ☎042-321-1240)

救急医療災害支援情報キットの活用を